

事務連絡
令和6年3月28日

区内居宅介護支援事業所
区内地域密着型サービス事業所 管理者 様

台東区福祉部介護保険課事業者担当

令和6年度介護報酬改定に伴う体制届の取扱いに係る注意事項について

日頃から、台東区の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の届出書の取扱いについて、特に注意すべき点についてお知らせします。

【提出期限】

加算等の届出は、通常加算を取得する前月の15日までに提出が必要ですが、4月から算定を開始する加算に係る届出の提出期限は 令和6年4月15日(月)まで(必着) となります。

【加算の算定要件の確認】

令和6年度介護報酬改定に関する情報は、厚生労働省ウェブサイト「令和6年度介護報酬改定について」にてご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【注意事項】

●令和6年度介護報酬改定により、業務継続計画(BCP)未策定の場合や、高齢者虐待の発生または再発防止の措置が未対応の場合には基本報酬が減算されることになりましたが、減算とならない事業所は届出の提出が必要となるため、ご注意ください。

○業務継続計画を策定済の場合、高齢者虐待防止措置を実施済の場合

➡加算区分は「2 基準型」を選択してください。

○届出がない場合の取扱いについて

期限までにそれぞれの加算区分「2 基準型」として届出がない場合「1 減算型」とみなされます。

●現在算定している加算の区分を変更しない場合であっても、届出が必要となる場合がありますので、本紙2ページ以降の「各サービス種別における確認事項」を確認してください。

【各サービス種別における確認事項】

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
緊急時訪問看護加算	あり	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※算定を継続する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙16) ※算定要件が見直しされています。必ず要件を確認してください。
		なし ※算定を継続しない場合	①体制届 ②体制状況一覧表
	なし	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※新たに算定を開始する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙16)
		なし	なし
総合マネジメント体制強化加算	あり	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※算定を継続する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙42) ※算定要件が見直しされています。必ず要件を確認してください。
		なし ※算定を継続しない場合	①体制届 ②体制状況一覧表
	なし	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※新たに算定を開始する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙42)
		なし	なし

2. 夜間対応型訪問介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。

3. 地域密着型通所介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無 (※注意事項参照)	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。

※業務継続計画策定の有無に関する注意事項

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画を未策定の場合であっても、以下の指針と計画を策定している場合には、業務継続計画未策定減算は適用しません。この場合、届出は「基準型」としてください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 非常災害に関する具体的計画

4. (介護予防)認知症対応型通所介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無 (※注意事項参照)	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。

※業務継続計画策定の有無に関する注意事項

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画を未策定の場合であっても、以下の指針と計画を策定している場合には、業務継続計画未策定減算は適用しません。この場合、届出は「基準型」としてください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 非常災害に関する具体的計画

5. (介護予防)小規模多機能型居宅介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無 (※注意事項参照)	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
総合マネジメント体制強化加算	あり	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※算定を継続する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙42)
		なし ※算定を継続しない場合	①体制届 ②体制状況一覧表
	なし	加算Ⅰ・加算Ⅱ ※新たに算定を開始する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(別紙42)
		なし	なし

※業務継続計画策定の有無に関する注意事項

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画を未策定の場合であっても、以下の指針と計画を策定している場合には、業務継続計画未策定減算は適用しません。この場合、届出は「基準型」としてください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 非常災害に関する具体的計画

6. (介護予防)認知症対応型共同生活介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無 (※注意事項参照)	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型 なし	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
医療連携体制加算	医療連携体制加算 旧加算区分: 加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲ	医療連携体制加算 新加算区分: 加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、 加算Ⅰハ、加算Ⅱ ※算定を継続する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類 (別紙48、別紙48-2、 勤務形態一覧表)
		なし ※算定を継続しない場合	①体制届 ②体制状況一覧表
	なし	医療連携体制加算 新加算区分: 加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、 加算Ⅰハ、加算Ⅱ ※新たに算定を開始する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類 (別紙48、別紙48-2、 勤務形態一覧表)
		なし	なし

※業務継続計画策定の有無に関する注意事項

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画を未策定の場合であっても、以下の指針と計画を策定している場合には、業務継続計画未策定減算は適用しません。この場合、届出は「基準型」としてください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 非常災害に関する具体的計画

7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
業務継続計画策定の有無 (※注意事項参照)	なし (R6.4 新設)	減算型・基準型	【全事業所提出必須】 ①体制届 ②体制状況一覧表 ※届出がない場合は「減算型」とみなします。
個別機能訓練加算	あり	加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲ ※算定を継続する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(勤務形態一覧表、機能訓練指導員の資格者証の写し) ※算定要件が見直しされています。必ず要件を確認してください
		なし ※算定を継続しない場合	①体制届 ②体制状況一覧表
	なし	加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲ ※新たに算定を開始する場合	①体制届 ②体制状況一覧表 ③添付書類(勤務形態一覧表、機能訓練指導員の資格者証の写し)
		なし	なし

※業務継続計画策定の有無に関する注意事項

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画を未策定の場合であっても、以下の指針と計画を策定している場合には、業務継続計画未策定減算は適用しません。この場合、届出は「基準型」としてください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 非常災害に関する具体的計画

8. 居宅介護支援

項目	旧・算定区分 ※現在の算定状況	新・算定区分 ※R6.4以降の算定	提出書類
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	旧名称「情報通信機器等の活用等の体制」あり	新名称「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」あり	①体制届 ②体制状況一覧表 ※算定要件が見直しされています。必ず要件を確認してください
		新名称「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」なし	①体制届 ②体制状況一覧表
	旧名称「情報通信機器等の活用等の体制」なし	新名称「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」あり	①体制届 ②体制状況一覧表
		新名称「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」なし	なし